

地域経済活性化につながる P F I 事業の推進について

平成31年4月19日



片山さつき臨時議員 提出資料

PFI事業における地域企業の参画状況(平成28年度)

○平成28年度に事業契約を締結した地方公共団体発注のPFI事業（33件）のうち、
82%に当たる27件において地域企業が構成企業として参画している。

※協力企業としても、幅広い分野の地域企業が参画している。

(参考) 契約金額・分野別のPFI事業における地域企業参画状況 (内閣府調べ)

事業規模 分野	契約金額 (落札金額)									
	10億円 → 100億円～									
教育と文化 (小中学校、図書館、体育館、給食センター等)		3 / 6社	5 / 5社	5 / 9社	1 / 6社	1 / 5社	5 / 6社	6 / 7社	4 / 10社	
		3 / 5社	0 / 2社	3 / 5社	1 / 5社	2 / 5社		2 / 7社	3 / 6社	2 / 7社
健康と環境 (医療、廃棄物処理、斎場等)		4 / 4社		3 / 5社	1 / 6社	0 / 2社				
		4 / 4社	10 / 11社	5 / 5社		3 / 4社	0 / 7社	5 / 6社		0 / 5社
まちづくり (道路、公園下水道、港湾等)		5 / 5社	3 / 3社		4 / 5社					0 / 4社
									4 / 7社	
庁舎と宿舎 (事務庁舎、公務員宿舎等)	■ : 地域企業 (事業実施都道府県に本社) が参画した事業 ○ / ○社 : 選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数 / 全構成企業数 (太字は代表企業が地域企業である事業)									0 / 5社
その他										0 / 5社

地域経済活性化につながるPFI事業の推進について

- 今後の社会資本整備には、民間の創意工夫等を活かしたPFI事業の推進が不可欠。
- 中でも、地域経済活性化・地方創生の観点から、**地域企業がPFI事業の担い手として参画しやすい環境整備を図ることが重要。**



地域企業がよりPFI事業に積極的に取り組んでいくための支援を実施

① 「地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会」の開催

- 地域企業が積極的にPFI事業に参画できるような環境整備策について、先進的にPFI事業に取り組む企業等から提言。今後「PPP/PFI推進アクションプラン」に提言を反映する所存。

【地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会 主な提言】（平成31年4月9日とりまとめ）

○地域企業の参画促進のための環境改善策

地域ニーズに応える企画提案への十分な評価、地域の事業者と専門家を結びつける仕組みの整備

○PPP/PFI手法による発注促進のための環境改善策

地域プラットフォームの設置促進、専門家派遣などの拡充による地方公共団体の適切な支援

② 「PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度」の創設（内閣府及び国土交通省）

- 地域企業が参画する地域プラットフォームに対し、講師派遣や事業化支援等を継続的に行うことにより、地域企業の能力を活用したPPP/PFI事業の形成を促進

○設立趣旨

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用するPFI事業は、人口減少、財政の逼迫等の厳しい環境下において、地域の行政サービスを効率的に維持・発展させていくための有力な手法である。

このPFI事業を成功させるためには、地域の企業の一層積極的な参画を促進し、地域の特性やニーズを踏まえた良質なサービスの提供、更には雇用の拡大等を図ることが重要である。

このため、内閣府において、地域の企業が積極的に参画できるような環境整備についての研究会を開催するものである。

○開催実績

第1回：平成30年12月26日(水)

- ・課題認識と内閣府の取組について
- ・地域企業等における取組経験とそれを踏まえての要改善課題提起

第2回：平成31年2月1日(金)

- ・地方公共団体、地域金融機関、コンサルタントでの取組経験とそれを踏まえての要改善課題提起
- ・提言の骨子(案)の提示

第3回：平成31年3月5日(火)

- ・地方公共団体、地域金融機関での取組経験とそれを踏まえての要改善課題提起
- ・提言(案)の提示

提言とりまとめ：平成31年4月9日(火)

○提言の骨子

1. 地域経済活性化につながるPPP/PFI事業の加速に向けて
(現状認識と課題解決の方向性)
2. PPP/PFI手法による発注促進のための環境改善策
 - ・PPP/PFI手法に対する関係者の理解促進
 - ・PPP/PFI手法による事業化促進
3. 地域の企業の参画促進のための環境改善策
 - ・地域のニーズに応える提案への十分な評価
 - ・地域の企業の連携促進や企画力・提案力向上等の支援

○研究会構成員

- 今井母土子 ((株)長大 まちづくり事業部PPP推進一部課長)
植田和男 (日本PFI・PPP協会 会長)
亀井信幸 (茅ヶ崎商工会議所 会頭、
亀井工業ホールディングス(株) 代表取締役社長)
河田亮一 (加和太建設(株) 代表取締役社長)
滝川 充 ((株)百五銀行 地域創生部課長)
半田容章 (民間資金等活用事業推進機構 代表取締役社長)
福家正治 (徳島県 経営戦略部管財課施設最適化室長)
本間和史 (東根市 教育委員会生涯学習課課長補佐)
棕梨敬介 ((株)YMFG ZONE プラニング 代表取締役社長)
山口雅之 (富山市 企画管理部行政管理課主幹)
山根淳一 (鳥取県 総務部行財政改革局資産活用推進課係長)

【国の機関】

- 内閣府 民間資金等活用事業推進室長 石川卓弥
参事官 坂本慶介
国土交通省 総合政策局社会資本整備政策課長 小善真司
金融庁 監督局銀行第二課長 島崎征夫

地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会

提言

1. 地域経済活性化につながるPPP/PFI事業の加速に向けて (現状認識と課題解決の方向性)

- 人口減少や公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題である。
- PPP/PFI事業は、公共サービスの提供にあたり、民間企業や企業グループが公共施設等の設計、施工、維持管理、運営、資金調達等をまとめて実施するなど、官と民が連携して事業を推進するものであり、民間の知恵と能力を最大限活用しようとする事業手法である。特に、地域の实情に精通した企業グループから、地域のニーズにできるだけ応えた企画を募るなどにより、地域活性化のポテンシャルを最大限に引き出すことが可能である。また、PPP/PFI事業は活力ある魅力的なまちをつくる有効な手段でもあり、地方創生の切り札となると考えられる。
- しかし、PPP/PFI事業は着実に増加しているものの、十分に普及しているとは言いがたい。その主な理由としては、多くの地方公共団体及び地域の企業において未だPPP/PFI事業に対する理解の不足や不慣れがあることが考えられる。また、PPP/PFI事業は地域の企業参画が困難な事業ではないかとの指摘があるが、実際には、平成28年度に地方公共団体が結んだPFIの事業契約33件のうち、約8割において地域の企業が参画(そのうち約半数で地域の企業が代表企業)するなど、地域の企業の参画は可能な仕組みとなっている。
- 地域経済活性化につながるPPP/PFI事業を一層普及させるためには、まずは、地方公共団体側の理解不足、不慣れ解消に向けた支援を強化し、PPP/PFI事業の発注を促すとともに、地域の企業側に対しても、同じくその理解不足、不慣れ解消に向けた適切な支援を実施し、積極的な参画を促す必要がある。地域の企業が参画し、地域のニーズに応えた事業が増えることで、地方公共団体側はさらにPPP/PFI事業を発注していく循環の加速が

起こることが望ましい。

2. PPP/PFI手法による発注促進のための環境改善策

1) PPP/PFI手法に対する関係者の理解促進

- まずは発注業務を担う地方公共団体の首長や職員の理解を引き続き高めていく必要がある。これまで国等が設置を進めてきたPPP/PFI地域プラットフォーム(以下「地域プラットフォーム」という。)は、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI手法についての知識の取得や、官民対話を含めた情報交換等を行い、具体のPPP/PFI事業の増加を図っていく場であり、特に地方公共団体の関係者や地域の企業関係者の理解促進に有効である。引き続き地域プラットフォームの設置を促進するとともに、地方公共団体は積極的にこれに参加し、PPP/PFI手法の導入実績が豊富な事業分野があることなどPPP/PFI手法の有効性等について理解を深めていくべきである。併せて、職員の意識改革に資する研修プログラムの充実を図るべきである。
- また、地域の幅広い関係者が、地域活性化の必要性とPPP/PFI手法についての理解を共有していくことも重要である。このため、地方公共団体は、積極的に地域の住民、議会関係者、企業関係者等の理解醸成に努めるべきである。

2) PPP/PFI手法による事業化促進

- PPP/PFI手法による事業化を促進するため、現在、国及び人口20万人以上の地方公共団体へ策定を要請している優先的検討規程について、例えば人口10万人以上の地方公共団体へ要請するなど、対象を拡大するべきである。また、構想づくりや合意形成の初期段階から、事業者選定や契約等専門家による助言が必要な段階(アドバイザー業務委託の段階)に至るまで、国等による財政支援や専門家派遣などを拡充することにより、不慣れな地方公共団体を適切に支援していくべきである。

○ PPP/PFI 手法は、一括発注、性能発注等の特長により、従来型発注方式に比べ、高い経費節減効果が見込まれるだけでなく、地域の企業の参画を進めることにより地域のニーズに応えた様々なサービスが提供されるなど、補助金・交付金の有効活用にもつながるものである。このため、国等が地方公共団体に補助金・交付金を交付する際に、まずは PPP/PFI 手法導入を検討することを条件とする事業分野の拡大に努めるべきである。

3. 地域の企業の参画促進のための環境改善策

1) 地域のニーズに応える提案への十分な評価

○ 地域の企業の PPP/PFI 事業に挑戦しようという意欲の向上を図り、最大限の地域活性化ポテンシャルを引き出すためにも、地方公共団体側は、地域のニーズに応じて活性化を実現しようとする企画等について十分に評価すべきである。加えて、その旨をあらかじめ公表することが望ましい。

2) 地域の企業の連携促進や企画力・提案力向上等の支援

○ 地域の企業の企画力、提案力や事業パートナーの確保力の向上に向けては、地域プラットフォームの活用が同じように有効である。地域プラットフォームの運営主体である地方公共団体や地域金融機関等が、具体的な事例を熟知しているレベルの高い講師の招聘や、参加する企業の増加等に積極的に取り組めるよう、各種支援やインセンティブ付与の制度を充実すべきである。

○ PPP/PFI 事業は従来型発注方式よりも応募経費が大きく、地域の企業にとって受注できなかった時のリスクが大きいとの指摘があるため、提案書作成にあたり必要以上のものを求めないなどの負担軽減に配慮すべきである。また、受注に繋がらなくとも、応札作業の中で様々な知識・ノウハウが得られることや他社とのネットワークの形成が図られるといったメリットがあることに留意すべきである。

○ 専門家、コンサルタント、エージェントの活用も、経験の乏しい地域の

企業が PPP/PFI 事業に挑戦する際には大いに有効である。また、様々な業種を会員企業に持つ商工会議所・商工会を活用することにより、地域の PPP/PFI 事業の機運醸成や地域の企業間の連携促進が期待できる。このため、意欲の高い企業と専門家や専門家団体とを結びつける仕組みを整備していくことが必要である。

仕組みの方向性としては、例えば、

- 1) 地域金融機関が専門家等を紹介したり、自ら企業等へ助言等を行い、そのような取り組みに対して、フィービジネスとなる仕組みづくりや国が好事例として横展開するなどの継続的な活動が可能となるようなインセンティブを与える
 - 2) 地域の商工会議所・商工会が会員企業に地域プラットフォームへの参加を呼び掛ける、また会員企業から専門家の派遣要望を受けた場合に対応可能な体制をつくる
 - 3) 建設コンサルタント協会等の専門家団体が専門家の派遣体制の充実を図る
- 等が考えられる。

さらに 専門家の数の拡大、質の確保のため、資格制度の整備等に取り組むべきである。

以上

「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の創設

参考資料

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

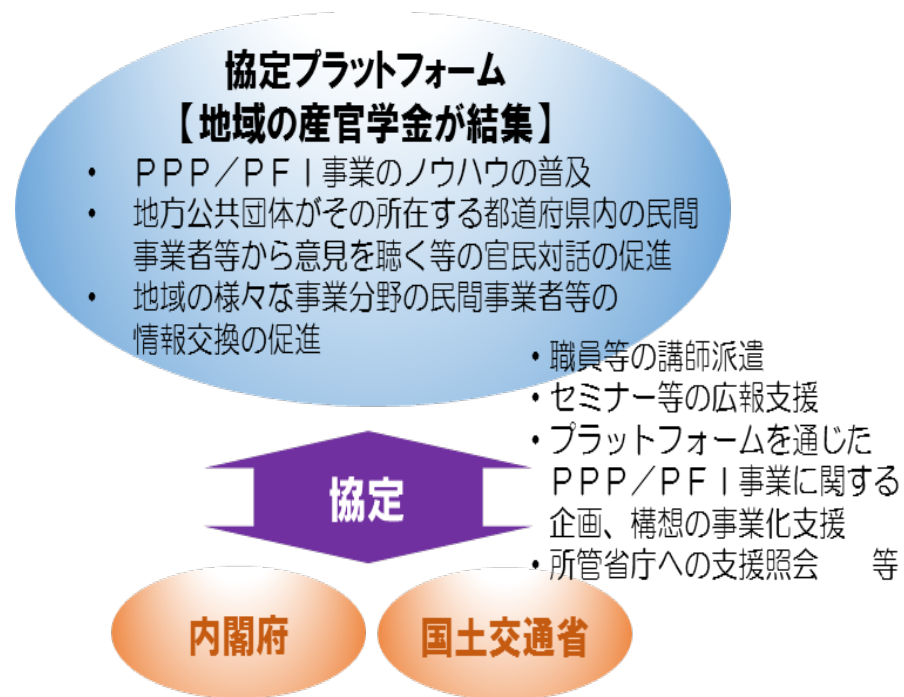
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体とその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



現在、協定先を選定中